

## 令和3年度徳島県犯罪被害者等支援審議会議事概要

1 日 時 令和4年3月7日（月）午後1時30分から午後2時50分まで

2 場 所 徳島グランヴィリオホテル 1階 ヴィリオルーム

3 参加者

委員13名（添付資料参照）

消費者政策課長，県警察本部犯罪被害者支援室長 ほか

4 議事概要

（1）会議の開催要件について

委員15名中13名出席であり，会議の要件を満たしていることを報告

（2）協議事項説明

徳島県犯罪被害者等支援推進計画の進捗状況について，事務局より資料に基づき説明

（3）協議概要

○委員

今，県が把握している，犯罪被害者等支援条例制定について具体的に検討している市町村はあるのか。

○事務局

県としては，今年度制定された那賀町以外に，明らかに条例制定を予定している市町村については把握していない。

○委員

那賀町に引き続き条例を制定する市町村が出てこない理由として，県としては，どのような要因があると考えているのか。

○事務局

那賀町における条例制定の経緯については，議員提案という形であるとお伺いしている。県の担当として，条例制定に向けた課題として考えられるのは，条例制定には上にあげていく幾つものステップが必要となるが，市町村職員の皆さんは他にも多くの業務を抱えている中，なかなか手が回らないといったこと，また，県としては，条例制定に当たり見舞金制度の創設等も一緒に依頼しており，関連予算の問題等があると考えている。

○委員

徳島被害者支援センター長と一緒に市町村を回らせていただいた際などに、担当者の方からよくお伺いする御意見としては、見舞金制度を創設した場合、県から一部経費を補助していただきたいという点、及び他の市町村と横並びで進めたいという点がある。やりたいけれど担当者の気持ちだけではできないという意見も聞いている。県として、この二点をどうすればクリアできるのか御検討いただきたい。

#### ○事務局

市町村の条例制定に向けた後押しとして、来年度、条例制定促進を目的とした会議の開催を予定している。この会議で、市町村から横並びでというような御意見が出た場合は、県としても調整役として対応して参りたい。

また、予算面については、県条例の制定を契機に、経済的な支援として犯罪被害遺児等に対する応援金制度を創設しており、見舞金制度については、那賀町が今年度創設されたように、住民に一番身近な自治体である市町村において実施していただきたいと考えている。一方で、市町村が実施する見舞金制度に対する補助制度や、県独自の見舞金制度等を新たに創設されている他県の情報も承知している。今後、現在の応援金制度の利用状況も見ながら、市町村の意向や他県の状況を踏まえ、検討を続けて参りたい。

#### ○会長

県民の安全安心という部分は市町村格差があってはならない点になるので、ただいまの御意見を踏まえ、調整等をお願いしたい。

#### ○委員

まず、今年度、児童に対する性犯罪及び監護者性交が何件あったのか教えていただきたい。

#### ○事務局

今年度1月までで、県警で把握している性犯罪の件数は19件であるが、児童生徒が被害を受けた内数については、ただいま数字を持ち合わせていない。また、監護者性交の件数についても、数字を持ち合わせていない。

#### ○委員

私の感覚では、去年は児童に対する性犯罪が非常に多かったと認識しているが、こうした児童に対する支援が児童相談所に丸投げされているケースが多いのではないかと危惧している。児童相談所には専門家がいるものの、職員が弁護士相談等の被害者支援に関する情報を持っていないため、又は情報を活用できていないため、適切な公的支援につながっていない現状がある。県条例では

各機関の連携がうたわれているが、被害者支援機関へのつながりが遅れるなど、児童の専門機関との連携がうまくいっていないのではないかと。

また、支援の際、重要となる学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも、性犯罪の場合、どう接してよいか分からないということが多い。児童に対する性犯罪は非常に重い問題であると思うが、支援に関して、他の委員が把握されている問題点等があればお伺いしたい。

#### ○事務局

本日の会議には、性犯罪に対する支援を担当する男女参画・人権課、また、児童虐待を所管しているこども未来応援室の担当職員がオンラインで出席しているが、今この場で連携の在り方について回答することは難しい。児童に対する性犯罪といった事案に対して、どのような連携体制が適切かということについては、今後関係課と協議して参りたい。

#### ○会長

今年度、県が取り組まれた被害者支援に関するシミュレーション演習の時も課題として上がったと思うが、支援の大枠の流れは把握できても、事務手続等も含め、実際に支援に関わる機関がどのように動いていくのかといったところについては、今後、検討が必要だと思う。今の事務局からの回答にあったように、具体的に連携を進めていけるよう御検討いただきたい。

その他、先ほど委員から要望のあった、児童の性被害に関して、御意見、御提案等、何かあれば発言をお願いしたい。

#### ○委員

被害が進む前の段階で、どの機関が、どのように把握し、どのように対応していくかが重要だと思う。

#### ○委員

例えば、市町村の相談窓口等、地域で受けた相談を、ソーシャルワーカーや県の各専門機関、また弁護士会等の支援機関につなげていく役割は、まさに支援コーディネーターが担うものだと思うが、そのあたりのスキームがはっきりしていないのではという印象がある。市町村条例の制定は、全国的に見てもまだまだ難しい状況にあると思うが、県として、住民の窓口と支援機関をどうつなげていくのかということを分かりやすく示すことにより、市町村も条例制定に向けて動くのではないかと。

#### ○会長

いかに支援につなげるかという、連携に関して、やはり具体的にまだ見えて

いない部分があるので、シミュレーション等により更に具体的に御検討いただきたい。

また、先ほど委員から、学校の教員へのサポートも必要ではないかという意見もあったが、宮城県では、支援者に対するサポートも条例に盛り込まれている。被害者支援という分野は、二次的外傷性ストレス等による支援者への負担もあるので、今後はそうしたことも視野に入れながら、支援体制を確立できればよいと思う。

#### ○委員

資料1の39番「徳島県犯罪被害遺児等未来応援金」について、事務局から、今年度は申請がなかったとの説明があったが、そもそも該当者がいなかったということか。

#### ○事務局

この応援金制度は、条例制定を契機としているため、令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害により、父母等が亡くなったり、父母等に重度の障がいが残った子を対象としており、今年度については対象者がいなかったもの。

なお、県内で発生した被害の対象者については、県警との連携により、漏れなく申請案内ができる体制を整えており、また、他県からの転入者については、教育委員会の協力を頂き、制度の周知に努めている。

#### ○委員

資料1の47番「携帯用緊急通報装置の無償貸与」について、どの程度の貸与があったのかお伺いしたい。

#### ○事務局

令和2年度の実績については、新規で5件、前年度からの継続で3件となっている。

#### ○会長

本日頂いた御意見に共通して、連携の重要性や具体性についての検討といったことがあった。このほかにも、例えば年代や事案により最初にアクセスしやすい媒体は異なると思うが、ニーズに応じた情報の提供が課題であると思うので、令和4年度の実施事業の周知徹底をお願いしたい。これは、先ほど委員から発言があった、学校現場で支援に関する情報があまり伝わっていないという点にも役立つのではないかと思う。

#### ○委員

資料1の15番で、よりそいの樹とくしまへの「相談件数165件」とあるが、このうち弁護士相談を実施したのは何件かお伺いしたい。

○事務局

これは、今年度、令和4年1月末までで、よりそいの樹とくしまへ相談があった件数の総数で、同じ方が複数回相談されたものも数えている。法律相談の件数については、少しお時間を頂いて確認させていただきたい。

○委員

よりそいの樹とくしまで実施している法律相談と、徳島被害者支援センターで支援している法律相談と2種類あるため、分かりにくい。これは一本化できないのか。

○事務局

被害支援の相談窓口が属性ごとに分かれているため、分かりにくいということかと思う。本県における課題の一つではあると思うが、たちまち対応することは難しい状況にある。

○委員

資料1の40番「専門的知識を要する相談に対する支援」について記載されているが、多くの実績が上がっている。県が相談費用を支援していることは、県民へ大きな安心感をもたらしている。支援センター以外の機関で支援されている方に、この制度を紹介した場合、おそらく利用する方もいるだろう。属性により担当機関が違うということは理解しているが、例えば融通し合うといったことは考えられないのか。

○事務局

消費者政策課において実施している法律相談をはじめとする専門的相談に係る経費への支援については、予算の執行状況を見ながら、年度早々から予算の関係で中止といったことにはならないよう対応して参りたい。

また、県の各機関で実施している法律相談における調整については、互いに情報共有を図りながら、できるだけ被害者の負担が少ない形で支援を受けられるよう、連携して参りたい。

○会長

支援のルートが分かりにくいとのことだが、広報についても一覧の作成や、視覚的に分かりやすい形を検討いただきたい。

また、先ほどの御意見は弁護士相談についてだったが、専門的知識を要する

相談に対する支援の枠組みであり、カウンセリング等に活用されることもあると思う。弁護士会との協定だけではなく、その他の専門家や専門職団体等との連携や協定も検討いただいたほうが、予算の確保等につながっていくのではないかと思う。

○委員

資料1の7番で、来年度に弁護士会との協定とあるが、正確には今月中に県警と弁護士会との協定を締結させていただくことになっている。検察庁とは、昨年11月に協定を締結し、現在何件か連携に基づく相談が来ている。弁護士会では各関係機関と協定を締結し、より良い被害者支援を行って参りたいと考えている。また、県警との協定を踏まえ、引き続き県には財政的なバックアップをお願いしたい。

○委員

資料1の3番、市町村の窓口担当者に向けて行った研修会、及び市町村犯罪被害者等支援主管課長会議について、どの程度の市町村が出席したのかお伺いしたい。

○事務局

研修会については、11市町村程度、また、主管課長会議については、オンライン開催だったということもあり、20市町村程度と、ほとんどの市町村に御出席いただいた。

○委員

しっかり出席率を上げていくことが大事であると思う。私も窓口担当者研修会に参加したが、中身が濃く非常に良かったと思っている。出席者の皆さんも、いろいろな気づきがあったとおっしゃっていたので、もっと出席率が上がるよう、県から積極的な働きかけをしていただきたい。

市町村条例制定促進会議に関しても、ぜひ県から強く条例制定について意見を言っていただきたいと思う。

○会長

私からも市町村の参加について働きかけをお願いしたい。

資料1の24番、「若手支援人材の養成」について、今年度の事業は心理学を専攻している大学生を対象としたものだったが、心理学科以外でも、大学生の中には公共政策等を学び、将来的に公務員になりたいというような、犯罪被害者等支援に関わる学生もいる。せっきくの研修会であり、少し対象を広げてもよいのではないかと思う。

#### ○委員

市町村条例について、全国的には、数年の計画に基づき、全ての市町村に制定してもらうようなノウハウを持つ県があるのではないかと。そういった県を探し、参考にすれば、徳島県も制定数がアップするのではないかと思う。各担当職員のレベルアップも必要だが、制定に向けたノウハウを広めていくことが重要ではないか。また、県民にアピールするには、今年は何市町村で制定されたというように数字で見せるしか手がないと思う。

また、全国的に見ても裁判官がこういった会議に参画している例はまだないと思うが、裁判所に入っていたら、より支援がスムーズになるのではないかと。垣根を取り壊して、お互いに情報交換できるような形をつくれれば、たとえ被害者が出ても救う道は見つけられるのではないかと思う。

#### ○会長

まだまだ御意見を頂きたいところではあるが、これをもって本日の協議を終了させていただきたい。事務局には、本日の御意見、御提言を踏まえ、支援策を推進していただければと思う。